

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動に係る費用の一部を助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成しています。希望する方には申込書をお渡しますので、町福祉保健課までご連絡ください。

助成金額 ● 事業の規模、内容などを審査のうえ決定します。

- ①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

申込期間 ● 4月1日(月)～5月31日(金)

その他 ● 応募多数の場合は、昨年度に補助対象外となった子ども会を優先します。

助成条件 ● 次の条件すべてに該当すること

- ①子どもたちが中心となって企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること
- ③一つの子ども会の計画または近隣の子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

あきた子育てふれあいカードをご利用ください

あきた子育てふれあいカードとは、県・市町村・企業が協働して子育て家庭を応援する取り組みの一つで、県内の約1,800店舗が協賛しています。

※全国で使える「あきた子育てふれあいカード」は、カードの下の番号がBから始まるものに限り、全国共通カードを希望する方は、町福祉保健課で発行していますのでご利用ください。

■詳しくは、秋田県が運営するウェブサイトをご覧ください。

<http://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>



あきた子育てふれあいカード 検索

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187 (84) 4907

農政課

農業用機械・施設等導入に町独自の補助金をご活用ください

■営農継続支援事業

補助対象者 ● 60歳未満であり、認定農業者を目指す方や新規農業者等

補助金額 ● 補助対象経費(税抜)の2分の1以内(上限額50万円)

※補助対象とする機械や施設の基準はありません。

■認定農業者支援事業

補助対象者 ● 認定農業者および農業法人

補助金額 ● 補助対象経費(税抜)の6分の1以内(上限額50万円)

※補助対象とする機械や施設の基準は、機械等の性能や作業面積に応じて細かな基準がありますので、事前に町農政課へお問い合わせください。

■共通事項

申込方法 ● 町農政課に備え付けている申込書に必要事項をご記入のうえ、見積書、カタログ、営農計画書(野帳)と一緒に提出ください。

※受付の際に、現在の営農状況の聞き取りや国・県補助金による導入状況等の確認を行います。

申込期間 ● 4月15日(月)～5月10日(金)

※期限厳守

補助対象要件 ●

- ・過去3年以内に、国・県の補助事業を利用している場合は補助対象外です。
- ※水稲・園芸・果樹など、区分が異なる場合は対象となります。
- ・アタッチメントをはじめとする付属品のみの経費は補助対象外です。
- ・電気設備が必要な場合は、受電設備以降を補助対象とします。
- ・補助金交付決定前に導入した場合は補助対象外です。

補助対象経費 ● ①稲作関係機械 ②畑作関係機械

③施設園芸・果樹用の施設・機械等

※税抜30万円以上の機械や施設等に限り、戻ります。

その他 ● 機械や施設等の導入後、7年間の営農状況を把握するため営農継続報告書を提出していただきます。営農期間が7年に満たなかった場合や途中で譲渡、交換、貸し付け、処分等をした場合は、補助金の返還を求めます。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187 (84) 4908

園芸作物へ転換し高収益化にチャレンジしてみませんか

事業名●園芸作物高収益化チャレンジ支援事業

事業実施主体●町内の認定農業者・農業法人・集落営農
※複数人での実施も可能

経費負担●

- ・1年目は、作物の生産から販売までのプランを作成し、新規作物の導入に向けた研修会などを開催する費用について町が負担します。
※町から委託を受けた業者が調整をします。
- ・2年目以降は、設備投資・販路拡大・販売促進などの各種補助事業を活用できます。
※各事業の要件を満たす必要があります。

条件等●

- ・園芸作物への転換(水稲から野菜など)や面積拡大であること
- ・隣接する30a以上で取り組むこと
- ・原則として美郷ブランド品目または美郷町振興野菜の15品目であること

申込方法●農作物の選択理由や数年後の目標などを記載した申込書を提出していただきます。

※現在の営農状況等を確認しますので、町農政課までお越しください。その際に、申込書の内容を説明しお渡します。

※確認の結果、国事業の活用が可能な場合はそちらが優先となります。

申込期間●4月15日(月)～5月10日(金) ※期限厳守

美郷町都市農村交流推進協議会会員募集中

あなたも「最高の思い出」づくりに協力してみませんか

美郷町都市農村交流推進協議会では、中高生の農業体験の受け入れや、首都圏在住のオーナーに収穫後のお米やシャインマスカットなどを直接発送する「ふるさとオーナー制度」に取り組むなど、農業を通じて美郷町の魅力を内外に発信する活動を行っています。

美郷町都市農村交流推進協議会の活動内容に興味をお持ちの方は、町農政課へぜひお問い合わせください。



■農業体験の様子

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

狩猟免許を新規に取得する方に対し補助金を交付します

町では、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、近年増加している有害鳥獣による被害防止を行うため、新たに狩猟免許を取得する方に対し、その取得に伴う必要経費に対して補助金を交付します。

対象●町内に住所を有し、町内猟友会への入会および町鳥獣被害対策実施隊員として積極的に有害鳥獣の捕獲等に従事することに同意できる方

補助金額●【第一種銃猟免許・わな猟免許】

免許取得に掛かる経費および猟銃所持許可取得に掛かる経費の3分の2以内
(上限額7万円)

申請方法●取得した狩猟免許証の写しや取得に要した経費の領収書等を添えて申請してください。なお、詳細は町農政課までお問い合わせください。

緑の募金へのご協力をお願いします

4月15日(月)から5月31日(金)までの期間で、緑の募金の行政区を通じた「家庭募金」と、町内の学校を通じた「学校募金」を行います。皆さまから寄せられた募金は、地域の緑化活動や国内外の森林整備、緑化推進に役立てられます。活動の主旨にご賛同いただける方は、ご協力をお願いします。

※上記の団体募金のほか、個人での募金もできます。手続き等については、秋田県緑化推進委員会へお問い合わせください。同委員会へ個人が直接寄付した金額が2,000円を超えた場合は、税制上の優遇措置を受けることができます。

緑の募金とは

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施しており、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として各行政区の「家庭募金」と町内学校の「学校募金」への協力をお願いしています。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908
公益社団法人秋田県緑化推進委員会 ☎018(883)0815